第三節　比較検査
第一款　通則（第九百九十一条―第九百九十四条）
第二款　構造（第九百九十五条・第九百九十六条）
第三款　比較検査公差（第九百九十七条・第九百九十八条）
第四款　比較検査の方法（第九百九十九条）
第二十六章　浮ひょう型比重計
第一節　検定
第一款　構造に係る技術上の基準
第一目　表記事項（第千条）
第二目　材質（第千一条）
第三目　性能（第千二条―第千九条）
第二款　検定公差（第千十条）
第三款　検定の方法
第一目　構造検定の方法（第千十一条―第千十六条）
第二目　器差検定の方法（第千十七条―第千二十二条）
第二節　使用中検査
第一款　性能に係る技術上の基準（第千二十三条）
第二款　使用公差（第千二十四条）
第三款　使用中検査の方法
第一目　性能に関する検査の方法（第千二十五条）
第二目　器差検査の方法（第千二十六条）
附則
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
［削る］
第四章　温度計
（表記）
第二百十五条　温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。
一　ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。）　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書
二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書
三　［略］

第三節　酒精度浮ひょうの比較検査
第一款　通則（第九百九十一条―第九百九十四条）
第二款　構造（第九百九十五条・第九百九十六条）
第三款　比較検査公差（第九百九十七条・第九百九十八条）
第四款　比較検査の方法（第九百九十九条）
第二十六章　浮ひょう型比重計
第一節　検定
第一款　構造に係る技術上の基準
第一目　表記事項（第千条）
第二目　材質（第千一条）
第三目　性能（第千二条―第千九条）
第二款　検定公差（第千十条）
第三款　検定の方法
第一目　構造検定の方法（第千十一条―第千十六条）
第二目　器差検定の方法（第千十七条―第千二十二条）
第二節　使用中検査
第一款　性能に係る技術上の基準（第千二十三条）
第二款　使用公差（第千二十四条）
第三款　使用中検査の方法
第一目　性能に関する検査の方法（第千二十五条）
第二目　器差検査の方法（第千二十六条）
附則
第一章　通則（第一条・第二条）
第二章　合格条件（第三条―第七条）
第三章　装置検査証印等（第八条―第十条）
第四章　雑則（第十一条・第十二条）
第五章　タクシーメーター（第十三条―第十八条）
第六章　質量計（第十九条―第二十七条）
第七章　水道メーター（第二十八条―第三十三条）
第八章　燃料油メーター（第三十四条―第三十六条）
第九章　液化石油ガスメーター（第三十七条・第三十八条）
第十章　ガスメーター（第三十九条―第四十五条）
第十一章　アネロイド型圧力計（第四十六条）
第十二章　騒音計、振動レベル計及びジルコニア式酸素濃度計等（第四十七条・第四十八条）
第四章　温度計
（表記）
第二百十五条　温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。
一　ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。）　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）
二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書
三　［略］